

入札説明書

長崎大学（坂本2）病棟・診療棟総合周産期母子医療センター改修工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成30年6月15日

2 契約担当官等

国立大学法人長崎大学長 河野 茂

3 工事概要等

- (1) 工事名 長崎大学（坂本2）病棟・診療棟総合周産期母子医療センター改修工事
- (2) 工事場所 長崎県長崎市坂本1丁目7番1号（長崎大学坂本2団地構内）
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期 平成31年8月30日（金）まで
- (5) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事においては、申請書の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<http://portal.bid.mext.go.jp/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札方式参加を希望する場合は、国立大学法人長崎大学施設部施設企画課へ紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を提出して行うものとする。ただし、以下の点に留意すること。
 - ① 当初より、紙入札方式参加を希望する場合は、長崎大学施設部施設企画課へ承諾願を提出し、発注者の承諾を得るものとする。
 - ② 電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者にやむを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
 - ③ 以下、本入札説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の発注者の承諾を前提に行われるものである。

4 競争参加資格

- (1) 国立大学法人長崎大学契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における建築一式工事に係るB又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該契約担当官が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 下記7（3）に掲げる総合評価の評価項目に示す企業の施工能力の「同種工事の施工実績」、「工事成績」、配置予定技術者の能力の「同種工事の施工経験」、「工事成績」の欠格に該当しないこと。
- (5) 平成15年度以降に、元請として完成・引渡し完了した病院の新営又は改修工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

~~（当該工事の配置予定技術者は、専任を必要としない。）~~

なお、建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に該当する場合は専任とする。

- ① 建設業法の基準を満たす者であること。
- ② 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ③ 平成15年度以降に元請けとして完成・引渡し完了した上記（5）に掲げる工事を施工した経

- 験を有するものであること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）ただし、経常建設共同企業体の場合にあつては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事経験を有していればよい。
- ④ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ⑤ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
 - ⑥ 経常建設共同企業体の場合の上記4（6）③ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記4（6）②に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置すること。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は長崎大学から建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第15条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (9) 上記3（1）に示した工事に係る実施設計業務の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 九州管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして文部科学省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 担当部局

〒852-8521 長崎県長崎市文教町1番14号
国立大学法人長崎大学施設部施設企画課施設企画班
電話 095-819-2175
FAX 095-819-2133

6 設計業務等の受注者等

- (1) 上記4（9）の「上記3（1）に示した工事に係る実施設計業務の受注者」とは、次に掲げる者である。
- ・株式会社村田相互設計
- (2) 上記4（9）の「資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社並びに緊密な利害関係を有する者とする。

7 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

①入札参加者は、「価格」並びに「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の（イ）、（ロ）の要件に該当する者のうち、下記7（2）③によって得られる数値（以下評価値という。）の最も高い者を落札者とする。

（イ）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

（ロ）評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②上記7（1）①において、評価値の最も高い値が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

①「標準点」を100点、「加算点」を最高10点とする。

②加算点の算出方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記7（3）①及び②評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記7（2）②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

・評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

(3) 評価項目及び評価基準等

①企業の技術力

- ・企業の施工能力
- ・配置予定技術者の能力

②企業の信頼性・社会性

- ・法令順守（コンプライアンス）
- ・地域精通度
- ・ワーク・ライフ・バランス等の推進

※評価基準等については、別表2「評価項目・評価基準及び評価点」を参照すること。

8 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、長崎大学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4（2）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4（1）及び（3）から（11）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記4（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記4（2）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間：平成30年6月15日（金）から平成30年6月25日（月）12時までの（日曜日、土曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く。）9時00分から17時00分まで受付を行う。ただし、持参の場合は、正午から午後1時を除く。

② 提出先：上記5に同じ。

③ 提出方法：申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参するものとし、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。なお、提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）

電子入札における申請書及び資料の受付票は、申請書の受信を確認したものであり申請書の内容を確認したものではない。

(2) 申請書は、次に掲げるところに従い、別紙様式2により作成すること。

① 同種工事の施工実績（別紙1）

上記4（5）に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

なお、別表2中の「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項により規定する法人をいう。

② 工事成績（別紙2）

平成28年度以降に完成した、工事成績を受けた工事の件数及び点数を記載すること。

なお、工事成績の合計及び平均点の算出対象となる工事の業種は、建築一式工事のみとする。

ただし、以下に該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、平成28年度以降に完成したすべての工事の通知書が提出されなかった場合には、落札の取消、契約の解除又は指名停止措置を行うことがある。

i) 別表2における工事成績において、2年連続で年度の平均点が65点未満である場合。

ii) 平成28年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある場合。

なお、別表2中の「工事成績相互利用登録発注機関」とは、別添に記述する法人である。

③ 配置予定の技術者（別紙3）

i) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

上記4（6）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、上記4（5）に掲げる同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置を行うことがある。

なお、別表2中の「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項により規定する法人をいう。

ii) 工事成績

配置予定技術者の同種工事の施工経験として挙げられた工事のうち、平成26年度以降に完成した工事成績を記載すること。（主任（監理）技術者として従事したものののみ評価する。）併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。

ただし、以下に該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、通知を受けているにもかかわらず、通知書が提出されなかった場合には、落札の取り消し、契約の解除又は指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

・別表2中「工事成績」において、65点未満である場合。

④ 事故及び不誠実な行為（別紙4）

長崎県内における営業停止又は九州・沖縄地区における文部科学省又は国立大学法人長崎大学から指名停止措置を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、営業停止及び指名停止措置の期間終了後6か月以内（平成30年1月18日以降に終了）のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

⑤ 地域の精通度（別紙5）

平成15年度以降に元請けとして、完成・引渡し完了した上記4（5）に掲げる同種の工事を長崎県内で施工した実績を記載すること。記載する施工実績は1件でよい。

⑥ ワーク・ライフ・バランス等の推進（別紙6）

ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組に関する以下のいずれかの認定の有無を記載すること。認定を受けている場合はその認定証の写しも提出すること。また一般事業主行動計画策定済みの場合はその写しを提出すること。

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）

●次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

●青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

(3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成30年7月3日（火）までに電子入札システム（紙により申請した場合は書面）により通知する。

(4) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料の提出書類は、エクセル又はワード、一太郎（いずれもバージョン2007を除く。）又はPDFにより作成したファイルにより添付することとし、添付資料は、2つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、平成30年6月25日（月）12時00分までに必着で郵送（書留郵便に限る。）又は持参すること。この場合においても、書類とは別に、ワード又はエクセル、一太郎、PDFにより作成したファイルをCD-R1枚に保存し提出すること。郵送で書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類（書式は自由）のみを送信すること。なお、この書面の押印は不要。
- ・郵送又は持参とする旨
 - ・郵送又は持参する書類の目録
 - ・郵送又は持参する書類の頁数
 - ・発送年月日
- なお、郵送又は持参する場合は、別紙様式2に押印すること。
- ⑥ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：平成30年7月10日（火）12時00分
 - ② 提出先：上記5に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとする。
- (2) 学長は、説明を求められたときは、平成30年7月18日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

10 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ① 提出期間：平成30年6月15日（金）9時00分から平成30年7月4日（水）12時00分まで。（休日を除く。）
 - ② 提出先：上記5に同じ。
 - ③ 提出方法：別紙質問書様式により shisetsu_keiri@ml.nagasaki-u.ac.jp へ電子メールの添付ファイルで送信すること。（送信後、電話にて上記5へ送信した旨連絡すること。）
- (2) (1)の質問に対する回答書は次のとおり閲覧（長崎大学ホームページ <http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/info/procurement/construction/index.html> 及び長崎大学施設部施設企画課）に供する。
- 期間：平成30年7月11日（水）から平成30年7月13日（金）まで（休日を除く）の9時00分から17時00分まで。ただし、施設部においては、正午から午後1時を除く。

11 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時：平成30年7月13日（金）9時00分から平成30年7月17日（火）12時00分まで（持参の場合は、正午から午後1時を除く。）
- (2) 入札場所：〒852-8521 長崎県長崎市文教町1番14号
国立大学法人長崎大学施設部施設企画課施設企画班
- (3) 開札日時：平成30年7月18日（水）10時00分
- (4) 開札場所：国立大学法人長崎大学施設部内会議室（事務局3階）
- (5) その他：紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、学長の承諾を得た場合は、持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

1.3 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付（有価証券等の提供又は銀行、学長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）。

1.4 工事費内訳書の提出

(1) **第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求め**る。電子入札システムによる場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、会社名等は表紙にのみ記載し、2ページ目以降には会社名は記載しない。また、記載内容については細目（最小）までとし、最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

(3) 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、学長（これらの補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求められることがある。また、工事費内訳書が、別表1各項に該当する場合については、競争加入者心得第3.2（1.2）に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めらるるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

1.5 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

ただし、学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして上記1.1（1）の提出期限までに提出すること。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

1.6 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等の提出書類に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

1.7 落札者の決定方法

国立大学法人長崎大学契約事務取扱規程第1.4条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

1.8 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得

得ず配置技術者を変更する場合は、上記4（6）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

1 9 契約書作成の要否等

別紙工事請負契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

2 0 支払条件

請負代金は、別紙工事請負契約書（案）によるものとする。

2 1 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。

2 2 再苦情申立て

(1) 学長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記8（2）の回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に書面により文部科学省大臣官房文教施設企画部長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、文部科学省入札監視委員会が審議を行う。

(2) 提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先
上記5に同じ。

2 3 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

2 4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別紙工事請負契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。

(3) 申請書等提出書類に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

(4) 提出した入札書の引換え、変更、取消をすることはできないので、十分に確認して入札すること。
また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

(5) 落札者は、申請書別紙3に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(6) 本工事に経常建設共同企業体として、申請を行った場合は、単体有資格者として申請を行うことはできない。

(7) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は競争参加資格の確認と同時に参加者に提供し公開する。なお、数量書の公開は別途入札参加者へ通知を行う。

この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提供するものとする。

また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

1) この数量書等に対する質問がある場合においては、次に従い書面（別紙質問書様式）により提出すること。

① 提出期間 平成30年6月15日（金）9時00分から平成30年7月4日（水）
12時00分まで。

② 提出場所 上記5に同じ。

③ 提出方法 別紙質問書様式により shisetsu_keiri@ml.nagasaki-u.ac.jp へ電子メールの添付ファイルで送信すること。（送信後、電話にて上記5へ送信した旨連絡すること。）

2) 1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧（長崎大学ホームページ

<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/info/procurement/construction/index.html> 及び長崎大学施設部施設企画課）に供する。

期間：平成30年7月11日（水）から平成30年7月13日（金）までの9時00分から17時00分まで。ただし、施設部においては休日及び正午から午後1時を除く。

- (8) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
 - ① システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：050-5546-8368
 - ② ICカードの不具合等発生等の問合せ先
取得しているICカードの認証機関
ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記5に連絡すること。
- (10) 本入札説明書に記載のない事項については「国立文教施設工事契約事務必携」を準用するものとする。

別表 1

工事費内訳書の確認事項

1 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合(電子システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は競争参加資格確認通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注者件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

紙入札方式参加承諾願

1. 工事名 長崎大学（坂本2）病棟・診療棟総合周産期母子医療センター改修工事

2. 電子入札システムでの参加ができない理由（必須）

上記工事は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、今回に限り紙入札方式での参加を希望いたします。

国立大学法人

長崎大学長 河野 茂 殿

平成30年 月 日

住 所

法人名等

代表者氏名

印

別紙様式2
(用紙A4)

競争参加資格確認申請書

平成30年 年 日

国立大学法人

長崎大学長 河野 茂 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成30年6月15日付けで公告のありました長崎大学(坂本2)病棟・診療棟総合周産期母子医療センター改修工事に係る競争参加資格について、競争参加資格を確認されたく、下記の書類を添付し申請します。

なお、以下の1及び2について誓約します。

1. 国立大学法人長崎大学契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
2. 申請書等提出書類の内容については事実と相違ないこと

記

- 1 入札説明書 記4(2)に定める一般競争参加資格認定通知書の写し
- 2 入札説明書 記8(2)①～⑥に定める内容を記載した書面(別紙1～6)
- 3 上記を証明する資格者証等の写し

注) なお、返信用封筒として、表に申請書の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(392円)の切手を貼った長3号封筒を申請書とあわせて提出してください。
ただし、電子入札システムで申請を行った場合は、不要です。

別紙 1
(用紙 A 4)

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績

(長崎大学 (坂本 2) 病棟・診療棟総合周産期母子医療センター改修工事)

会社名：

競争参加資格		平成15年度以降に、元請として完成・引渡し完了した病院の新営又は改修工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	受 注 形 態	単体/共同企業体 (出資比率 %)
工事概要	建 物 用 途	
	構 造 ・ 階 数	
	建 物 規 模	(㎡) (改修延べ面積 ㎡)
	工 事 内 容	(必要に応じて工事の内容を記載させる。)
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号) ・ 無

注1) 必ず公告において明示した資格があることを確認できる内容を記載すること。

注2) CORINSへの登録について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合は登録番号を記載すること。契約書の写し及び図面等を添付すること。類似施設の場合は、当該部分が解る色分け等をした図面及び面積表を添付すること。

別紙 2
(用紙A4)

工 事 成 績

(長崎大学 (坂本 2) 病棟・診療棟総合周産期母子医療センター改修工事)

会社名: _____

i) 工事成績の平均点

以下の様式に従い、建築一式工事の工事成績の平均点を算出する。

発注機関 工事成績相互利用登録発注機関	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度
a : 各年度の工事件数	a 1 =	a 2 =
b : 各年度の工事成績の合計点数	b 1 =	b 2 =
x : 各年度の平均点 $x = b / a$	x 1 =	x 2 =
y : 過去 2 年間の平均点 $y = (b 1 + b 2) / (a 1 + a 2)$		

注 各年度の平均点及び過去 2 年間の平均点の算出にあたっては、小数点以下第 2 位を四捨五入すること。工事成績評定通知書の写しを年度毎に整理して添付すること。

ii) 工事の品質に関わる重大な問題の有無

以下の様式に従い、文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、平成 27 年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引き渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、有・無欄は選択せず、その事例について具体的かつ簡素に記載すること。

重大な問題が発生した事例	有 ・ 無
工事名:	発注者:
完成年月日:平成 年 月 日	引渡年月日:平成 年 月 日
具体的な内容 (発生時期、発生場所、内容、原因、対応状況など)	

※「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。

- ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合
- イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合
- ウ) ア) 又はイ) の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥は発見された場合
- エ) 上記の他、安全性に係る不具合が数か月にわたり改善されず繰り返された場合

別紙 3
(用紙 A 4)

主任（監理）技術者等の資格・工事経験

会社名： _____

配置予定技術者の従事役職・氏名		
法令による資格・免許		
工事の経験の概要	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	工 事 内 容	
	構造・階数・建物規模	(㎡) (とりこわし延べ床面積 ㎡)
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) ・ 無
申請時における他工事の従事状況等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	本工事と重複する場合の対応措置	例) 本工事に着手する前の○月○日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能。

注) 申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

注1：CORINSへの登録について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合は登録番号を記載すること。無に○を付した場合は契約書の写し、図面及び面積表等を添付すること。

注2：1級建築施工管理技士等の免許の写しを添付すること。

また、監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断出来ない場合には、健康保険被保険者証等の写しを添付すること。

※工事成績については、同種の施工経験として挙げた工事で、配置予定技術者が主任（監理）技術者として従事し平成26年度以降に完成した工事を記載し、工事成績評定の通知書の写しを添付すること。

別紙 4

(用紙A4)

事故及び不誠実な行為

(長崎大学 (坂本 2) 病棟・診療棟総合周産期母子医療センター改修工事)

会社名: _____

1. 営業停止

長崎県内において営業停止処分を受けたもののうち、平成30年1月18日以降に期間が終了したものを全て記載すること。	
処分を行った機関	営業停止の期間
(記載例) 国土交通省 九州地方整備局	(記載例) 平成 年 月 日から 平成 年 月 日 (ヶ月)

2. 指名停止

九州・沖縄地区において受けた文部科学省又は国立大学法人長崎大学による指名停止措置のうち、平成30年1月18日以降に期間が終了したものを全て記載すること。	
措置を行った機関	指名停止の期間
(記載例) 文部科学省	(記載例) 平成 年 月 日から 平成 年 月 日 (ヶ月)

注 営業停止及び指名停止の通知の写しを添付すること。

該当がない場合は【該当なし】と記載する。

別紙 5
(用紙 A 4)

地域精通度 (長崎県内での同種工事の施工実績)

(長崎大学 (坂本 2) 病棟・診療棟総合周産期母子医療センター改修工事)

会社名 :

競争参加資格		平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した病院の新営又は改修工事の長崎県内での施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	受 注 形 態	単体/共同企業体 (出資比率 %)
工事概要	建 物 用 途	
	構 造 ・ 階 数	
	建 物 規 模	(㎡) (改修延べ面積 ㎡)
	工 事 内 容	(必要に応じて工事の内容を記載させる。)
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号) ・ 無

注) CORINSへの登録について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合は登録番号を記載すること。契約書の写し及び図面等を添付すること。類似施設の場合は、当該部分が解る色分け等をした図面及び面積表を添付すること。

別紙 6
(用紙 A 4)

ワーク・ライフ・バランス等の推進

(長崎大学(坂本2)病棟・診療棟総合周産期母子医療センター改修工事)

認 定	有 無 (いずれかを選択して○で囲む)
えるぼし認定企業 又は 一般事業主行動計画策定済	有 ・ 無
くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業	有 ・ 無
ユースエール認定	有 ・ 無

認定を受けている場合はその写しを提出すること。

工事請負契約書(案)

工事名 長崎大学(坂本2)病棟・診療棟総合周産期母子医療センター改修工事

請負代金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)

上記消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に108分の8を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人長崎大学長 河野 茂 と受注者 【法人等名,代表者等氏名】との間において、上記の工事(以下「工事」という。)について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成するものとする。

第2条 工事は、長崎市坂本1丁目7番1号(長崎大学坂本2団地構内)において施工する。

第3条 着工時期は、平成 年 月 日とする。

第4条 完成期限は、平成31年8月30日とする。

第5条 契約保証金は納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第6条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。

第7条 請負代金(前払金及び部分引渡しに係る請負代金を含む。)は3回以内に支払うものとする。

第8条 完成通知書は、長崎大学施設部施設企画課施設企画班に送付するものとする。

第9条 請負代金(前払金及び部分引渡しに係る請負代金を含む。)の請求書は、長崎大学施設部施設企画課施設企画班に送付するものとする。

第10条 請負代金は、金 円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日から15日以内にするものとする。

第11条 請負代金は、金 円以内の額を部分引渡しに係る請負代金として支払うものとする。~~この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日から15日以内にするものとする。~~

第12条 別記の工事請負契約基準第34第8項、第40第2項、第40第3項及び第46第3項中の遅延利息率は、「年2.7%」である。

第12条 この契約についての一般的約定事項は、別記の工事請負契約基準によるものとする。

~~第13条 別記の工事請負契約基準の「専任の主任技術者又は専任の監理技術者」を「主任技術者又は監理技術者」に読み替える。~~

第14条 別記の工事請負契約基準第36を次のとおり読み替えるものとする。

第36 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第15条 この契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、発注者と受

注者とが協議して定めるものとする。
第 16 条 この契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、長崎大学所在地を管轄区域とする長崎地方裁判所とする。

この証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 長崎市文教町 1 番 1 4 号
国立大学法人長崎大学長
河野 茂

受注者 【住所】
【法人等名】
【代表者等氏名】

入 札 書

工 事 名 長崎大学（坂本2）病棟・診療棟総合周産期母子医療センター改修工事

入札金額 金 円也

工事請負契約基準を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の工事を実施するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

長 崎 大 学 御 中

競争加入者

住 所
名称又は商号
代表者氏名

代理人

氏 名

復代理人

氏 名

委 任 状

平成 年 月 日

長 崎 大 学 御 中

委 任 者 (競争加入者)

住 所

名称又は商号

代表者氏名

印

私は、 を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

平成30年7月18日長崎大学において行われる 長崎大学（坂本2）病棟・診療棟総合周産期母子医療センター改修工事の入札及び見積に関する件。

受任者（代理人）使用印鑑



委 任 状

平成 年 月 日

長 崎 大 学 御 中

委 任 者 (競争加入者)

住 所

名称又は商号

代表者氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記は一切の権限を委任します。

工事名 長崎大学（坂本2）病棟・診療棟総合周産期母子医療センター改修工事

受 任 者 (代理人)

住 所

名称又は商号

氏 名

- 委任事項
1. 工事に関する見積・入札・契約締結・工事施工並びに工事代金の請求及び受領に関する件
 2. 復代理人選任の件
 3. 入札保証金及び契約保証金に関する件
 4. その他上記に付随する一切の件

受任者（代理人）使用印鑑



委 任 状

平成 年 月 日

長 崎 大 学 御 中

委 任 者 (競争加入者の代理人)

住 所

名称又は商号

代表者氏名

印

私は、 を の
復代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

平成30年7月18日長崎大学において行われる 長崎大学 (坂本2) 病棟・診療棟総合周産
期母子医療センター改修工事の入札及び見積に関する件。

受任者 (競争加入者の復代理人) 使用印鑑

